

第9章 ダム及び水門の操作

第9章 ダム及び水門の操作

第1節 ダム及び水門の操作

ダムの管理者は、各ダム毎に定めるダム操作規則、操作（管理）規程、その他の水門の操作責任者は、「河川水門等操作要領」に基づき、ゲート等の操作を確実に実施し、水害の発生を未然に防止するものとする。

第2節 操作に関する連絡系統

ダム及び水門等の管理者は、操作内容について、表-13に定める連絡系統図により各関係機関に連絡するものとする。

第3節 異常時の対応

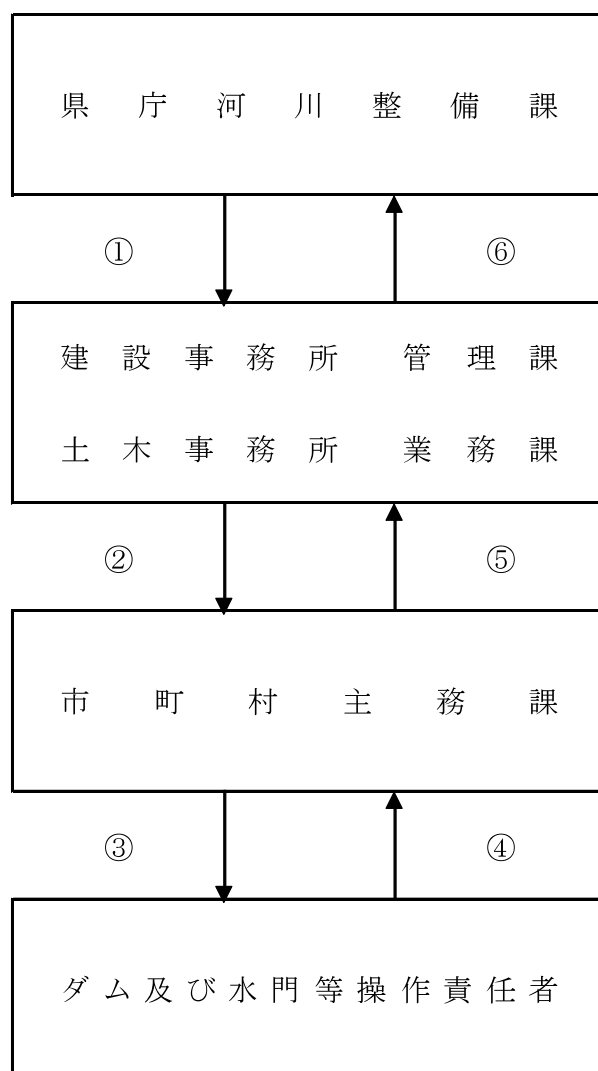
ダム及び水門等の管理者は、機器の異常等により操作が不可能または著しく困難となったときは、水防団等の応援を要請し、適切な処置を講ずる。

表-13 ダム及び水門等操作連絡系統図

通報の内容は下記のとおりとする。

- ① 県庁河川整備課の判断による必要事項の問い合わせ
- ② 警戒体制の指示及び操作状況の問い合わせ、その他必要な指示
- ③ ②と同じ
- ④ ゲート開閉の報告、事故その他必要な事項の報告及び問い合わせに対する回答
- ⑤ ④と同じ
- ⑥ 問い合わせに対する報告及び事故等の報告

表-13



○ ダ ム の 操 作

ダム の 操 作 に つ い て は、操 作 規 則 の 定 め る と こ ろ に よ り 操 作 し、水 防 通 信 連 絡 系 統 に 基 づ き 事 前 に そ の 旨 を 関 係 機 関 へ 通 報 す る も の と す る。

○ ダ ム の 調 節 方 法

水 系 名	河 川 名	名 称	設 置 場 所	管 理 者	洪 水 調 節 方 式	備 考
阿 賀 野 川	湯 川	東 山 ダ ム	会 津 若 松 市	福 島 県 会 津 若 松 建 設 事 務 所	自 然 調 節	平 常 時 最 高 貯 水 位 396.5 洪 水 貯 留 準 備 水 位 393.2 (6/21~10/10)
阿 賀 野 川	押 切 川	日 中 ダ ム	喜 多 方 市	福 島 県 大 峠 日 中 総 合 管 理 事 務 所	自 然 調 節	平 常 時 最 高 貯 水 位 480.0 洪 水 貯 留 準 備 水 位 463.0 (6/14~10/31)
真 野 川	真 野 川	真 野 ダ ム	飯 館 村	福 島 県 真 野 ダ ム 管 理 事 務 所	自 然 調 節	平 常 時 最 高 貯 水 位 176.0 洪 水 貯 留 準 備 水 位 173.0 (6/15~10/15)
鮫 川	鮫 川	高 柴 ダ ム	い わ き 市	福 島 県 鮫 川 水 系 ダ ム 管 理 事 務 所	一 定 量	平 常 時 最 高 貯 水 位 52.5 活 用 水 位 53.5 (4/10~9/30)
鮫 川	四 時 川	四 時 ダ ム	い わ き 市	福 島 県 鮫 川 水 系 ダ ム 管 理 事 務 所	一 定 率 一 定 量	平 常 時 最 高 貯 水 位 103.5 洪 水 貯 留 準 備 水 位 102.5 (6/1~9/30)
阿 賀 野 川	阿 賀 川	大 川 ダ ム	会 津 若 松 市 下 郷 村	国 土 交 通 省 北 陸 地 方 整 備 局 大 川 ダ ム 管 理 支 所	一 定 率 一 定 量	平 常 時 最 高 貯 水 位 380.0 洪 水 貯 留 準 備 水 位 373.0 (6/21~10/10) 予 備 放 流 水 位 370.0
阿 武 隈 川	広 戸 川	龍 生 ダ ム	天 栄 村	天 栄 村	ピ ー ク カ ッ ト	平 常 時 最 高 貯 水 位 473.23 洪 水 貯 留 準 備 水 位 —
阿 武 隈 川	原 瀬 川	岳 ダ ム	二 本 松 市	岳 ダ ム 管 理 事 務 所	一 定 率 一 定 量	平 常 時 最 高 貯 水 位 461.0 洪 水 貯 留 準 備 水 位 457.0 (5/31~10/31)
阿 武 隈 川	八 反 田 川	大 笹 生 ダ ム	福 島 市	福 島 市	一 定 量	平 常 時 最 高 貯 水 位 281.0 洪 水 貯 留 準 備 水 位 280.36 (7/1~10/31)
夏 井 川	小 玉 川	小 玉 ダ ム	い わ き 市	福 島 県 小 玉 ダ ム 管 理 事 務 所	自 然 調 節	平 常 時 最 高 貯 水 位 188.0 洪 水 貯 留 準 備 水 位 —
阿 武 隈 川	大 滝 根 川	三 春 ダ ム	三 春 町	国 土 交 通 省 東 北 地 方 整 備 局 三 春 ダ ム 管 理 所	一 定 量	平 常 時 最 高 貯 水 位 326.0 洪 水 貯 留 準 備 水 位 318.0 (6/11~10/10)
阿 武 隈 川	摺 上 川	摺 上 川 ダ ム	福 島 市	国 土 交 通 省 東 北 地 方 整 備 局 摺 上 川 ダ ム 管 理 所	自 然 調 節	平 常 時 最 高 貯 水 位 296.5 洪 水 貯 留 準 備 水 位 295.0 (6/11~10/10)
阿 賀 野 川	高 野 川	田 島 ダ ム	南 会 津 町	福 島 県 南 会 津 建 設 事 務 所	自 然 調 節	平 常 時 最 高 貯 水 位 662.2 洪 水 貯 留 準 備 水 位 —
阿 賀 野 川	長 瀬 川	裏 磐 梯 三 湖	北 塩 原 村 猪 苗 代 町	福 島 県 猪 苗 代 土 木 事 務 所	桧 原 湖	平 常 時 最 高 貯 水 位 822.36 洪 水 貯 留 準 備 水 位 821.43 (6/21~10/10)
					小 野 川 湖	平 常 時 最 高 貯 水 位 797.72 洪 水 貯 留 準 備 水 位 796.74 (6/21~10/10)
					秋 元 湖	平 常 時 最 高 貯 水 位 735.92 洪 水 貯 留 準 備 水 位 733.70 (6/21~10/10)
阿 武 隈 川	堀 川	堀 川 ダ ム	西 郷 村	福 島 県 県 南 建 設 事 務 所	自 然 調 節	平 常 時 最 高 貯 水 位 609.0 洪 水 貯 留 準 備 水 位 —
宇 多 川	宇 多 川	松 ケ 房 ダ ム	相 馬 市	松 ケ 房 ダ ム 管 理 事 務 所	自 然 調 節	平 常 時 最 高 貯 水 位 407.0 洪 水 貯 留 準 備 水 位 —
阿 賀 野 川	猪 苗 代 湖	十 六 橋 水 門	猪 苗 代 町 会 津 若 松 市	福 島 県 猪 苗 代 土 木 事 務 所	定 開 度	平 常 時 最 高 貯 水 位 514.12 洪 水 貯 留 準 備 水 位 513.55 (6/21~10/10)
夏 井 川	黒 森 川	こ ま ち ダ ム	小 野 町	福 島 県 三 春 土 木 事 務 所	自 然 調 節	平 常 時 最 高 貯 水 位 479.00 洪 水 貯 留 準 備 水 位 —
木 戸 川	木 戸 川	木 戸 ダ ム	檜 葉 町	福 島 県 富 岡 土 木 事 務 所	自 然 調 節	平 常 時 最 高 貯 水 位 181.50 洪 水 貯 留 準 備 水 位 —

○ 水 門 の 操 作

管理者は、毎年出水期に先立ち門扉の操作等について支障がないように点検整備しなければならない。

洪水期における操作は指定水防管理団体にあつては、水防計画に定め、その他にあつては、管理者において予め所轄地方水防本部と協議を行い、操作の都度通報するものとする。

福島県が管理する水門

○ 河川水門等操作要領（令和5年4月1日改正）

第1条 指定区間内の一級河川及び二級河川（以下「本川」という。）の洪水の発生に際し、支川、水路（以下「支川等」という。）への逆流等による被害を防止するため、河川の水門、樋門及び樋管（以下「水門等」という。）の維持及び操作について、必要な事項を定めるものとする。

（洪水時における操作の方法）

第2条 市町村の委託を受けた水門等の操作責任者（以下「水門等操作責任者」という。）は、洪水時においては、本川の水位及び支川等の水位の状況を観察し、次の各号に定めるところにより、水門等のゲートを操作するものとする。

- （1）本川から支川等への逆流が始まるまでの間においては、ゲートを全開しておくこと。
- （2）本川から支川等への逆流が始まろうとするときは、水門等のゲートを全閉すること。
- （3）水門等のゲートを全閉している場合において、水門等の上流の水位が水門等の下流の水位より高くなったときは、これを全開すること。

2 前項2、3号の場合においては、外水位と内水位に急激な変動を生じないようにするものとする。

（平水時における操作の方法）

第3条 平水時においては、水門等のゲートは全開しておくものとする。

（通 報）

第4条 第2条の規定に基づき水門等のゲートが全開若しくは全閉したとき、又は、水門等のゲート操作に起因して不測の事態が生じた場合は、水門等操作責任者は、直ちに水門等の操作を委託した市町村長（以下「市町村長」という。）に通報するものとし、通報を受けた市町村長は直ちに建設事務所長または土木事務所長（以下「所長」という。）に通報するものとする。

（警報発表時等の体制）

第5条 洪水警報等が発表された場合等洪水のおそれがある場合は、市町村長及び水門等操作責任者は、水門等の管理上必要な気象及び水象の観測、関係機関との連絡並びに情報の収集を密にするものとし、水門等操作責任者は、水門等の操作にあたる体制にはいるものとする。

なお、洪水、高潮、津波等、緊急を要する場合には、水門等操作責任者自らの判断で待避できるとき、待避した場合は速やかに、避難場所及び待避時の操作状況の報告を市町村長に通報すること。

通報を受けた市町村長は、直ちに建設事務所長または土木事務所長に通報するものとする。

(点検整備)

第6条 市町村長及び水門等操作責任者は、水門等の操作に備えて、毎月、点検整備注油等を行い、これを常に良好な状態に保つものとする。

2 水門等の点検及び整備内容等については、別に定める水門等点検整備要領によるものとする。

(操作に関する記録及び報告)

第7条 水門等操作責任者は、水門等のゲート操作を行ったときは、次に掲げる事項を記録し、洪水警報等が解除された後、市町村長に報告するものとし、報告を受けた市町村長はその都度所長に報告するものとする。

(1) 操作の開始及び終了の年月日及び時刻

(2) 気象及び水象の状況

(3) 操作の際に行った通知の状況

(4) その他参考となるべき事項

(記録の保存)

第8条 市町村長及び所長は操作に関する記録を整備し、これを保存するものとする。

附 則

1 この要領は、平成元年4月1日から施行する。

2 河川水門等操作要領(昭和59年3月19日付59河第161号土木部長通知)は廃止する。

附 則

1 この要領は、平成5年4月1日から施行する。

水 門 等 操 作 細 則

第1条 水門等の操作については、河川水門等操作要領(以下「要領」という。)に定めるもののほか、この細則の定めるところによる。

(通知等)

第2条 要領第4条に規定する通報、その他水門等の操作に関する通報及び報告等は別記連絡系統図により行うものとする。

(操作に関する記録)

第3条 要領第7条第1項に規定する記録は、別記様式1に記載するものとする。

附 則

この細則は、平成元年4月1日から適用する。